

新潟県条例第54号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則 第15条 （略） <u>（個人の県民税の税率の特例）</u> <u>第15条の2</u> 平成26年度から平成35年度までの各年 度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第 18条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500 円を加算した額とする。	附 則 第15条 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。